立科町クラインガルテンの利用に関する「確認書」

※下記確認事項を全てご承認いただきます。

No.	確　　認　　事　　項
1	立科町クラインガルテン（以下「施設」という。）は、町の条例、施行規則等に基づき、次の要件を満たした方が使用できます。 (1)都市農村交流にふさわしい都市部の非農家であって、滞在して農園使用することを相当とする地域に居住する方。 (2)耕作のため積極的に農園を使用する方。 (3)農園の景観保全に協力できる方。 (4)地域住民や利用者同士のふれあい活動に意欲的に参加できる方。 (5)その他農園の使用に関し、定められた事項を遵守できる方。
2	施設使用者は、申込者（貸付契約者）と申込者の住民票（謄本）に記載されている方。
3	申込者は、施設において農作業を行うこと。※農業を行わず、施設の単なる別荘的利用はできません。
4	使用料は、年間30万円。５月中旬までに町から送付される納付書により一括納入してください。なお、途中解約による使用料の返還は行いません。
5	光熱水費、下水道料金その他施設使用により生じる費用は、申込者の負担とします。
6	施設の鍵は、申込者の施設使用開始時に、町が費用を負担し交換します。鍵は町の所有とします。
7	契約期間は、令和９年４月１日から令和10年３月31日までの１年間です。 期間の更新は、申込者の施設使用等について町が条例及び規則等に基づき審査し、適当と認める場合、更に１年間更新し、最長連続5年を超えない範囲内で更新可能です。なお、事情により、申込者を代えて施設を使用する場合においても、最長連続5年を超えて施設を使用することはできません。
8	申込者が次に該当するときは、契約解除となります。 (1)申込者が契約の締結によって生じる権利を譲渡し、又は転貸していると町が認めたとき。 (2)申込者がやむを得ない理由により使用の取消しを申し出たとき。 (3)申込者が、契約に違反したとき。 (4)申込者が正当な理由なく管理及び耕作をしないとき。 (5)町が使用の許可を取り消したとき。 (6)他の使用者及び周辺地域に迷惑を及ぼす等、使用者として適当でないと認めたとき。
9	施設使用にかかる主な遵守事項は、次のとおりです。 (1)施設は、耕作のため積極的に使用すること。 (2)常に良好な農園使用に努め、環境美化に心掛けること。 (3)ふれあい活動に意欲的に参加すること。 (4)施設内の樹木の高さは、2メートル以下とし、隣接地へはみ出さないよう管理すること。 (5)ごみ類、汚物等は、持ち帰ること。 (6)自動車等の駐車場は、許可施設内とし、管理道路等への駐車は行わないこと。 (7)町が所有する倉庫内の農機具等を使用するときは、大切に使用すること。 (8)農薬取締法に定める農薬使用基準を遵守すること。（除草剤は原則使用しない。）
10	施設使用に係る主な行為の禁止事項は、次のとおりです。 (1)施設に定住すること。また、住民登録をすること。 (2)施設を倉庫として使用すること。 (3)施設の増築、改築、改造若しくは模様替えをすること。 (4)施設に器具や備品を町の許可を得ずに取り付けること。 (5)グループ、法人等で使用すること。 (6)施設を汚損し、損傷し、又は滅失すること。 (7)施設の鍵を町の許可なしに交換すること。 (8)施設において、建物や工作物の設置、撤去不能の植栽をすること。 (9)営利を目的とした栽培を行うこと。 (10)使用許可を受けた施設以外に無断で立ち入ること。 (11)危険物品の製造保管、騒音、悪臭または振動等により、他の使用者や周辺地域に迷惑を及ぼすこと。 (12)施設に動物等を持込むこと。
11	施設の修繕義務と費用の負担については、契約時に確認します。
12	電気、プロパンガス、上下水道等の配管及び配線は完備されており、申込者の申込み手続きにより使用が可能です。
13	冷蔵庫、洗濯機、ガスコンロ、テレビ等は、必要に応じて申込者が設置してください。
14	テレビや電話等の配線は、前使用者による設置の有無により違いがあります。 申込者の費用負担によりアンテナ等の設置は可能です。ただし、事前に町の許可を得てください。
15	町が所有する倉庫内の農機具等は、数に限りがあります。
16	施設に動物、鳥、蜂等が巣を作った場合、その処理等の対応は申込者が行ってください。
17	施設周辺では、農繁期に周辺農地での「鳥獣害防止用の爆音器」の設置や、農業用ドローン等による農薬散布を行うことがあります。
18	ラウベにはロフトがあり、梯子が設置されていますが、施設の構造上、階段の設置はできません。
19	修繕等により、施設の使用開始が先送りとなる場合があります。※この場合の使用料は月割算定します。
20	その他各種事項は、町と申込者で協議のうえ定めます。
21	収獲後の大型トラクターによる耕起作業は、利用者（希望者）の負担となります。退去予定者は、利用者の負担により、必ず行ってください。